

社会保険

いばらき

12

「医療費のお知らせ」をお送りします

2021 December
NO.521

- 「健康づくり推進事業所」を募集しています
- 社会保険の手続きは電子申請が便利です
- 「わたしとみんなの年金ポータル」を開設しました
- 令和4年1月の出張年金相談



紅葉の寺（撮影：薬王寺（桜川市））：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。

【お知らせをする期間】

令和2年10月～令和3年9月診療分

【送付時期と送付先】

令和4年1月中旬～下旬に事業所宛に送付いたします。

開封せず、従業員様へお渡しをお願いします。



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分(令和3年10月～12月診療分)については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより“医療費控除の明細書”を作成し、確定申告に添付してください。

【お問い合わせ先】

○確定申告(医療費控除)について…国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。

※申請書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」が大変便利です。

○「医療費のお知らせ」について…協会けんぽへお問い合わせください。レセプトグループ ☎029-303-1583

よくあるご質問

Q1 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜか。

A 直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業所様から被保険者様への配布をお願いします。

Q2 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜか。

A 対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診(レセプトの内容を審査中など)等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

Q3 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜか。

A 医療費のお知らせは、データ抽出日(令和3年12月上旬)の記録に基づき作成しておりますので、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることとなります。恐れ入りますが、**同封の返信用封筒にて当支部までご返送をお願いいたします。**

Q4 医療費のお知らせに記載されていない医療費があるのはなぜか。

A 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合などは、記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

お役立ち情報満載！

メールマガジン会員大募集

登録
無料

月1回
配信

どんな内容のメルマガなの？

- 保険料率の改定等についての最新情報
- 健康保険に関するお役立ち情報
- 制度改正等の最新情報
- 健康に役立つ情報 など

事業所内でメルマガを回覧して、健康づくりの意識付けにも活用できます！



▼こちらからも
ご登録いただけます



協会けんぽ 茨城 メールマガ

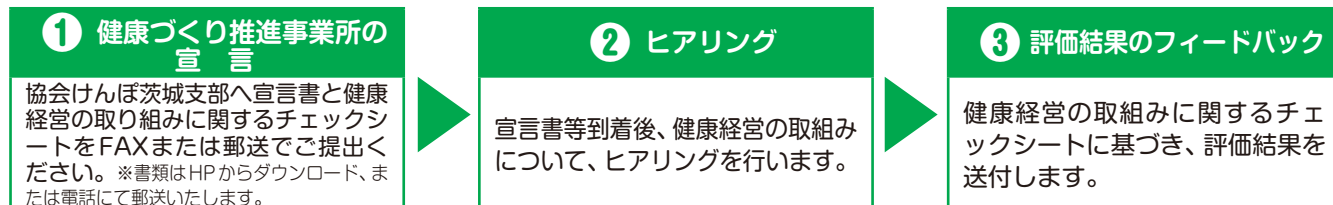
検索

従業員の元気は会社の元気！ 「健康づくり推進事業所」を募集しています

726社が宣言しています！（令和3年10月末時点）

協会けんぽ茨城支部では、健康経営に取り組む事業所様を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！健康経営って何から取り組めばいいかわからない、そんな事業所様は「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。

認定までの流れ



1 健康づくり推進事業所の宣言

協会けんぽ茨城支部へ宣言書と健康経営の取り組みに関するチェックシートをFAXまたは郵送でご提出ください。※書類はHPからダウンロード、または電話にて郵送いたします。

2 ヒアリング

宣言書等到着後、健康経営の取組みについて、ヒアリングを行います。

3 評価結果のフィードバック

健康経営の取組みに関するチェックシートに基づき、評価結果を送付します。

健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

大好評！すべて無料！

健康測定機器レンタル

- 血管年齢測定器
- 骨健康度測定器
- 肌年齢測定器
- ストレス測定器



健康セミナー

- からだマネジメントセミナー
- 機能改善ストレッチ
- 椅子ヨガ
- 心のリラクゼーション など



※オンライン実施可

お口の健口教室

歯科の講演 + 口腔機能検査体験（60分程度）

- 1回の教室の受講人数は10名～50名（応相談）
- 先着順で受付



お薬と健康教室

お薬と健康に関する講演（30～60分程度）

- 受講人数は問いません



メンタルヘルスケア研修会

- 60～90分程度
- メンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問
- 1回の受講人数10～50名（応相談）

治療と仕事の両立支援

- 60分程度
- 両立支援促進員が事業所を訪問



協会けんぽの認定を受けた後はステップアップしよう！

健康づくりに取り組み、協会けんぽの認定だけではなく、県や国の健康経営の認定を目指しましょう。

ステップ①協会けんぽ

「健康づくり推進事業所」

ステップ②茨城県

「いばらき健康経営推進事業所」

ステップ③経済産業省

「健康経営優良法人」



【みなさまへのお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500（代表）

申請書のダウンロードができます。
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

事業主の皆さまへ

社会保険の手続きは電子申請が便利です！

日本年金機構への各種お手続きは、「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のためにも、**電子申請の活用をお願いします**

電子申請をご利用の中小企業の皆様から声をいただきました！

算定基礎届をGビズIDを利用して提出しました。わずか2日で決定通知書が発行されました！
中小企業で人手が少ないため、出向かずに電子申請で手続きが済むのは非常にありがたい。

電子申請は操作が難しいイメージがあったが、実際に使ってみたら、簡単だった。

夏場は算定基礎届の処理で大変なはずなのに、電子申請で届出した際の事務処理が画期的に早くなったのを実感！
(社会保険労務士)



電子申請のメリット

- 年金事務所、ハローワークや郵便局に行く必要がありません。(自宅や職場などから申請できます。)
- 移動時間の節約や交通費、郵送費などの削減が期待できます。
- 24時間365日、いつでも申請が可能です。

電子申請がいちばん早い！

電子申請なら、紙や電子媒体による申請よりも早く処理が行われます。例えば、保険証は、紙での申請より電子申請の方が3～4日早く届きます。

電子申請がさらに利用しやすくなりました！

資格取得届・資格喪失届など主要な手続について、電子証明書がなくても、無料で取得可能なID・パスワード(GビズID)で電子申請できます。

「GビズID」を活用した電子申請は、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできる「[届書作成プログラム](#)」をご利用ください。



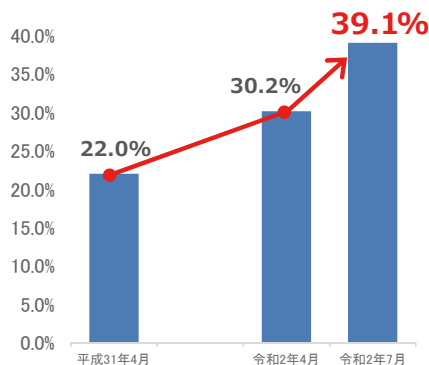
電子申請の利用率はどんどん伸びています！

すでに多くの事業主の方が電子申請で手続(※)しています。

※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届

※受付した届書の被保険者数を基礎数として算出したものであり速報値です。

主要な手続の電子申請利用率



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

年金について知りたいことがすぐに探せるポータルサイト 「わたしとみんなの年金ポータル」の LINE 公式アカウントを開設しました！

厚生労働省では、年金について知りたいことがすぐに探せるポータルサイト「わたしとみんなの年金ポータル」(以下「年金ポータル」という。)を開設していますが、この度、若者を中心とした年金制度への理解を一層促進するため、既に8,800万人(令和3年3月時点)が利用する LINE アプリをプラットフォームとして、年金ポータルの LINE 公式アカウント「わたしとみんなの年金ポータル」を開設しました。

この LINE 公式アカウントは、年金に関する疑問について会話形式で調べることができるほか、リッチメニューから、年金事務所や年金に関する相談先を検索することができるなど、年金について知りたいことを、より直感的に調べることができます。

<本 LINE 公式アカウントでの個人情報の取扱いについて>

この LINE 公式アカウントは、すでに年金ポータルにおいて公開されている情報を元に、年金制度や手続きについて紹介するものであり、個人情報を取り扱うものではありません。また、厚生労働省が、政府の定めた LINE のサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)に則って運営しています。

<アカウント名>

- 「わたしとみんなの年金ポータル」 LINE 公式アカウント

<友だち追加方法>

- 二次元コードを読み込む
- 友だち検索で LINE ID「@nenkin-portal」を検索して友だち追加



<主な機能>

● わたしの年金

年金に関する手続きを、「20歳になったら?」「結婚、離婚、出産、育児をするときは?」などのライフイベントごとに検索することができます。

● みんなの年金

年金の仕組みに関する説明や情報を、「年金のしくみは?」「私的年金ってどんな年金?」などのトピックスごとに検索することができます。

● 年金事務所検索

年金事務所を、位置情報及び都道府県から検索することができます。

● 年金について相談

相談内容に応じて、日本年金機構や年金事務所の窓口のほか、関連するホームページのリンク先を案内します。

LINE公式アカウント「年金ポータル」の主な機能について

【ポータル画面】



- 公的年金制度に加入して間もない方にもわかりやすく「わたしの年金」「みんなの年金」それぞれエピソードに分けて紹介します。
- 知りたい項目をタップすると、それぞれのコンテンツに画面が切り替わります。



- 公的年金と私的年金について、関係機関のホームページを幅広くカバー
- 興味やトピックにあわせて知りたい情報にアクセスしやすい構成
- 「水先案内人」が登場！みなさまを適切なホームページへと案内します



- 年金について知りたいことを会話するように質問すると回答とアドバイスでわかりやすく説明します。
- 年金について知りたいことに関連するパンフレットや動画、日本年金機構のホームページなどの閲覧ができます。



- GPSで最寄りの年金事務所を探したり、行きたい年金事務所を地図アプリとナビゲーション機能等を活用し「ルート案内」をすることができます。

1年間ありがとうございました — 来年もよろしく願いいたします —

この1年、茨城県社会保険協会の事業運営にご協力をいただき、ありがとうございました。

今年こそは新型コロナウイルス感染症も落ち着いて、昨年行えなかった事業もできるかと期待したのですが、第3波に始まり、第5波に至ってはこれまでにない感染者数が更新される事態となってしまいました。ワクチンの接種が幸いしたのか、9月になって一定の落ち着きを見せ、9月30日には茨城県に出されていた緊急事態宣言が解除されました。こうしたなかで昨年は中止となった「室内楽の夕べ」や「健康づくり散策ツアー（会津若松散策）」を10月に実施しました。参加者数はコロナ前に比べ少ない状況でしたが、それでも昨年中止となった事業をなんとか行うことができました。今（11月15日現在）は感染者数も一桁で0人の時もあり落ち着いていますが、まだまだ油断はできません。皆様一人一人の対策が大事になってきます。マスクの着用、3密を避ける、うがいや手洗い、職場や家庭での換気など、基本的なことを引き続き行っていきましょう。

茨城県社会保険協会の来年の事業も状況を見ながら行っていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

茨城県社会保険協会職員一同

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和4年1月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和4年1月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	6日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	18日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	13日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	25日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	6日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	28日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	13日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	19日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	18日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。